

山梨県テニス協会 ジュニア選手登録規程

(目的)

第1条 山梨県テニス協会（以下「本協会」という。）はジュニア選手の登録に関する必要な事項を定めるためにこの規程を制定する。

(登録)

第2条 次に掲げる大会に出場を希望する選手は、本協会を通じて、公益財団法人日本テニス協会（以下「JTA」という。）に登録しなければならない。該当する大会は「附則1 対象大会」に定める。

（1）ジュニア山梨県予選大会・関東及び全国大会

（2）JTA ランキング対象大会

(登録料)

第3条 本登録にかかる費用は、無料とする。ただし、関東大会・全国大会に出場する選手には、規定により負担をお願いする。なお今後の展開により変更する場合がある。

(登録情報の保護)

第4条 登録された情報は、山梨県テニス協会個人情報保護方針に則り管理及び保管する。

(登録情報の取得と利用の目的)

第5条 登録情報は、本協会とJTAとその関係団体及び地域・都府県テニス協会による選手登録管理、ランキング管理、ジュニア大会エントリー受付および運営管理、その他、それらに付随関連する事務処理を円滑に遂行し、登録選手、ジュニア大会主催者、協会等の便宜を図ることを主眼として、次のような目的で取得され利用される。

（1）ジュニア登録選手の情報管理

（2）JTA オフィシャルジュニアランキングの管理運営

（3）JTA 等及び大会主催者による大会実施運営

（4）選手にとって有益と思われる情報の郵送、Eメール送付

（5）前各号所定の事項に付随関連する事項

(登録の削除)

第6条 登録削除希望の場合はその旨を書面にして提出する。受理された後抹消する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、常務理事会の議決によるものとする。

附 則

1 対象大会 以下の大会を対象とする。

（1）山梨県ジュニア選手権、関東ジュニア選手権、全日本ジュニア選手権

（2）MUFG 山梨県予選、同全国大会

（3）全国選抜ジュニア山梨県予選、同関東予選、同全国大会

（4）RSK 関東予選、同全国大会

（5）中牟田杯関東予選、同全国大会

（6）全国小学生大会山梨県予選、同関東予選、同全国大会

（7）全国中学生大会山梨県予選、同関東予選、同全国大会

（8）JTA ランキング対象大会

2 この規程は、2018年1月1日から施行する。